農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成26年9月

秩 父 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1. 秩父市は、埼玉県の西部にあり、北は群馬県、西は長野県、南は山梨県および東京都に接し、東京都心まで約60~80km圏、県都さいたま市までは約50~70km圏に位置している。面積は577.69km²で、秩父郡市区域の65%に及び埼玉県全体(3,797.25km²)の約15%を占め、また、山地が多いため、面積の約87%は森林であり、埼玉県の森林の約40%を占めています。気候は表日本大陸性気候で平野部に比較すると気候の変化が大きい。交通運輸条件としては、市を南北に縦断する荒川にそって走る国道140号、これに対角線をなす国道299号及び県道、市道等が縦横に走っている。又、熊谷から三峰口を結ぶ秩父鉄道、池袋から西武秩父駅を結ぶ西武鉄道が通じている。定期バスは西武秩父駅を起点として9路線、秩父鉄道秩父駅を起点とする1路線があり、市内及び周辺地域に連絡している。本市の農業は、山間小規模経営という特殊性により、我が国農業が一般的に受けてきた社会変化の影響を一段と強く受け、農家戸数・農業就業人口の減少を招いており、他産業に劣らない高収益性の作目、作型の導入による経営基盤の強化を図っていくことが急務である。このため、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保が重要であり、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
- 2. 本市の農業構造については、一戸あたりの平均耕地面積が少なく零細農家で恒常的勤務による 兼業農家が多く、就業者の高齢化や担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的 保有傾向が強く、農地の流動化が進展をみないままに推移してきたが、農家の高齢化が進んでき ており、機械更新時や世代交代時、土地改良の実施等を機に農地の流動化を進めていきたい。 また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積 されない農地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対す る利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
- 3. 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり250万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4. 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、秩父農林振興センター農業支援部(以下、「農業支援部」という)等と相互の十分な連携の下に効果的な指導を行うため秩父市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落農業段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の秩父市担い手育成総合支援協議が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、各々の自主的な農業経営改善計画作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、農地の集積による経営規模の拡大と併せて、農作業受委託などによる作業単位の拡大を

促進するとともに、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成し、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営の規模拡大をめざす農業者のみならず、 小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家等にも本法施策などに基づく農業経営基盤の 強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施 策の中心に位置づけ、認定農業者へは農地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置について も集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関等へ協力を求めつつ制度の積極 的活用を図るものとする。

5. 本市は、秩父市担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の認定を受けた農業者 もしくは組織経営体(今後受けようとする農業者、組織経営体も含む)に対しては、経営診断の 実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導 及び研修会の開催等を農業支援部の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
- (1) 新規就農の現状

本市の平成25年の新規就農者は、過去3年間をみると横ばい状態が続いているが、地域資源としての観光農業等を推進・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標
 - (1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。
- ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤強化促進方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、本市においては年間10人の該当青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1団体増やす。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標数値

本市及びその周辺自治体の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間 (主たる従事者一人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後 には農業で生計が立てられる年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割 程度の農業所得、すなわち主たる従業者一人あたりの年間農業所得180万円程度)を目標とす る。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就 農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、 就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面 については農業支援部やちちぶ農業協同組合等が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地 域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4)地域ごとに推進する取組

ア 尾田蒔・大田地区

ほ場整備事業を行った尾田蒔・大田地区について、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3人程度)を重点的に進め、尾田蒔営農推進協議会や大田営農推進協議会、ちちぶ農業協同組合等を連携して、水稲・小麦・大豆の栽培技術の指導等を行い、将来の集落営農を支える人材を育成する。

イ 吉田地区

ほ場整備事業を行った兎田・暮坪地区を中心に、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3人程度)を重点的に進め、ちちぶ農業協同組合や借金なし大豆生産組合等と連携し、大豆や露地野菜の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

また、当該地区においては、企業参入による農業経営が始まっていることから、それら企業 との連携を進めていく。

ウ 荒川地区

荒川地区のほ場は、そばや果樹栽培を中心に、青年等の受入を進め、ちちぶ農業協同組合や荒川そば生産組合等と連携して、栽培技術の指導や販路の確保を行い、青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び 周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示 すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
基幹 従事者	《作付面積等》 雨よけぶどう= 20a 露地ぶどう= 30a いちご= 2,000 ㎡ 《経営規模》 ぶどう 0.5ha いちご 0.2ha	1 棟 2,000 ㎡ ・作業場 1 棟 30 ㎡ ・売店 1 棟 30 ㎡ ・果樹棚 30a ・スピードスプレヤー1台 鮭式	施との発生を変えるのでは、 は、 のの のの で で で で で で で で で で で で で で で で	制、休日制の導入 ・安定的周年雇用 確保による過重労 働の防止 ・担い手対策とし ての研修生受入と 就職就農を行う

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
施設いちご 基幹 2人	〈作付面積等〉 促成いちご= 3,000 ㎡ 〈経営規模〉 鉄骨ハウス 3,000 ㎡		・青色申告の実施 ・パリコン利用の経営 管理 ・労災保険の加入 ・労災保険の加入 ・いより苗増殖の ・いより苗増環境の ・なきのプカリンス ・ステを理システム を導入 ・でする	締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨 時雇用者の確保に よる過重労働の防 止
	《作付面積等》 生産 常時搾乳牛 37 頭 飼料生産延べ 4. 0ha 《経営規模》 経産牛 40 頭 育成牛 10 頭 飼料畑 4. 0ha	 (資本装備) ・牛舎(成牛舎、育成舎等) 1,048 ㎡ ・ハ・ルクケーラ、 ・トラクタ 48ps 1 台 ・トラクタ 48ps 1 台 ・トラクタ 2t 1 台 ・トラック 2t 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農・世等で規模拡大が到りによる ・大型機体を見りをで見りによる ・大型機体を関連を関連を対して、 ・大型機体を関連を関連を対して、 ・大型機体を関連を対して、 ・大型機体を関連を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営 管理 ・ハサップ方式の考	締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・安定的周年雇用 者の確保による過 重労働の防止 ・搾乳ユニット自 動搬送装置の導入 による搾乳労働の

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
	〈作付面積等〉 年間肉豚出荷頭数= 1300 頭 〈経営規模〉 豚 730 頭 (種雌豚 70 頭) (種雄豚 5 頭)	・自動除糞機・飼料配合機1基等	計との分離 ・青色申告の実施 ・パッコン利用の経営 管理 ・ハサップ方式の考 え方を取り入れた 生産管理を行う	
基幹 従事者 2人	(育成·肉豚 655 頭)	・繁殖豚はストール飼い とし、育成は隔離施設、 肉豚舎はオガコ豚舎を 利用 ・糞尿処理は地域の堆肥 プラントを利用 ・繁殖・肥育一貫経営	あったブランド化 ・パソコンを活用した 個体管理やインタ	
	《作付面積等》 植菌原木本数 30,000本 用役ほだ木本数 85,600本 《経営規模》 フレーム 2,268㎡	〈資本装備〉 ・作業場兼倉庫 100 ㎡ 1棟 ・フレーム 2,268 ㎡ 7棟 ・暖房機 30~100 坪用 7台 ・自動包装機 1台 〈その他〉 ・住居付近にフレームを 設置し、さらにフレー	量販店との契約販	
基幹 従事者 2人	ほだ場 35a	ムに隣接した休養ほだ場用の山林を保有・労力運搬車等の乗り入れが可能となるようほ場を整備	場出荷 ・生しいたけのみの	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
ぶ ぶ 差幹 発 2人	《作付面積等》 露地ぶどう 0.5ha 雨除けぶどう 0.3ha 《経営規模》 0.8ha	〈資本装備〉 ・雨よけ施設 3,000 ㎡ ・作業舎兼格納庫 1棟 ・直売施設 1棟 ・直売施設 1村村 1台 ・乗用草刈り機 1台台・乗用車 1台台・軽 1台台・ 等 ・軽トラック 1等 ・その他〉 ・消費者ニーズへの対応を利用のたが系の品種を利用・対系の品種を利用・地栽培は無核果処理を行う	・複式簿記記帳の実施による経営との分離・青色申告の実施・ポッコン利用の経営管理・販売は全量を庭売・変勢時期は発電で変勢が援撃・変勢が援撃・ボランティアの利用に経営・多目的防災網等の	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の導 入 ・安定的周年雇用 者の確保による過
基幹 ・苗 ・苗 ・苗 ・ 古 ・ 古 ・ 古 ・ 古 ・ 古 ・ 古 ・ 古 ・ 古	(作付面積等) 苗物 (パンジー、ニチニチソウ等) 7,260 ㎡ 鉢物 (シクラメン、キク等) 2,904 ㎡ (経営規模) ・アクリルハウス 1650 ㎡ ・ハ゜イフ゜ハウス 1650 ㎡	《資本装備》 ・アカリルウス 1650 ㎡ 1 棟 棟 1650 ㎡ 1 棟 棟 1650 ㎡ 1 棟 棟 1 1650 ㎡ 1 棟 棟 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	計との分離 ・青色申告のの ・パッコン利 ・青色のの ・パッコン利 ・野理 ・労業を ・作ニカーのの ・作ニカーの ・作ニカーの ・作ニカーの ・作ニカーの ・が ・作ニカーの ・が ・作ニカーの ・で ・変を ・変を ・変を ・変を ・が ・で ・変を ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で	締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・安定的周年雇用 者の確保による過 重労働の防止 ・雇用労働力は1日 5時間程度の就労 しやすい時間設定

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
施設野菜 複幹 2 4 2 4 6	半促成きゅうり 1,000 ㎡ 抑制きゅうり 1,000 ㎡ 促成トマト 1,000 ㎡ ブロッコリー 50a ほうれんそう 20a スイートコーン 30a	 ・トラクタ 25ps 1台等 〈その他〉 ・直売所、量販店直売コーナーを利用した消費経営を行う。 ・輪作体系の実施と畑地灌漑施設の利用により生産安定と品質向上を 	計との分離 ・青色申告の実施 ・パッコン利用の経営 管理 ・労災保険の加入 ・販売は、農協で ・販売は、学校店直 の他、学校店直契 いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた	締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
露地野菜複合 基幹 者 2人	露地なす 20a ほうれんそう等葉物 3,000 ㎡ スイートコーン 20a たまねぎ 20a ブロッコリー 20a ニンニク 20a 〈経営規模〉 パイプハウス	・作業所兼車庫 100 ㎡ 1 棟	・販売は、農協直売 所の他、学校高直売 や近隣量販店は コーナを行う 出荷を行う 出荷は、通いコー ま化、通いコー は、通により は、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
肉用牛 整幹 者 2	《作付面積等》 黑毛和種出荷頭数 = 39頭 交雑種出荷頭数 =129頭 《経営規模》 肉用牛 250頭	(資本装備) ・牛舎 1,810 ㎡ 3棟棟 ・牛舎 200 ㎡ 1 4 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 1	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・家統制 導際時る は は の おの るに の おの るに の おの の おの の おの の おの の お
養 発	《作付面積等》 常時成鶏羽数= 19,870羽 鶏卵年販売量= 出荷 205,033kg 産地直売 87,872kg 《経営規模》 採卵鶏 21,000羽	〈資本装備〉 ・ウインドレス成鶏舎 804 ㎡ (全事動ケージ システム)3 種 ・鶏卵型作業・パークリーの ・鶏卵型作業・パークリーの ・スチン ・スチン ・スチン ・カームクリーの ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・カームの ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン ・スチン	・複案と図青パ管ハ考れ行作動的雇にの ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でのでででは、 でのででである。 でのででである。 でのででである。 でのででである。 でのででである。 でのででは、 でのででは、 でのでである。 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのでいるでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでいるでのでのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでのででのででのででででででででででででで	・家族経営協の 締結、休日制の ・安には ・安保に ・安保に ・安保に ・安保に ・安保に ・安保に ・安保に ・安保に ・安保の防止

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
挙ラン 基幹 2人	〈作付面積等〉 ファレノプシス 1,000㎡ 〈経営規模〉 アクリルハウス 1,000㎡	1000㎡ 1棟 ・暖房機 2台 ・冷房機 75馬力 3台 ・除湿機 6馬力 2台 ・トラック 1台 ・パソコン 1台 ・パソコン 1台 ・ペアコン 1台 ・本子の他 ・生育ステージ別に生産を分担した生産グループによるリレー	と家計との実施 ・青ツカリカの実施 ・カップの実施 ・カップの実施 ・カップの ・カップの ・カップでは、 ・カった ・カップでは、 ・カップで ・カップで ・カップで ・カって ・カった ・カった ・カった ・カった ・カった ・カった ・カった ・カった	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の導 入

「組織経営体〕

(農業経営の指標の例)

営 農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
主 (経経) 基出 (1500 円 間 (10人の) (10人を) (水稲単作 15ha 麦一大豆 15ha 〈経営規模〉 30ha (集落全体を借地と する)	・トラクタ 34ps 1台・乗用田植機6条 2台・育苗施設	管理 ・集 本 40,000円/10a ・集 地 門/10a ・ 地 門/10a ・ 地 門/10a ・ 地 門/10a ・ 地 円/10a ・ 地 円/10a ・ 地 円/10a ・ も で で で か で で と 体 で や 下 本 行 ロ ー る 表 ま ま ま ま よ あ あ る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ま よ あ あ る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ま と ま ま ま ま ま ま ま で で と ま で と ま と で で と ま ま に を で で か る。	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の指標

第1に示したような目標を効率的かつ安定的な農業経営の指標として、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得180万円程度を目標とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用 に占める面積のシェアの目標	備	考	
4 8 %			

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性などを十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が行われた地区(太田・尾田蒔・旧吉田町東部地区)においては、ほ場区画の 拡大による基盤条件を生かすために、利用権設定等促進事業を重点的に実施して担い手への農 地の集積を図り、担い手農業者が連担的な条件下での高能率な農業経営を推進していく。

また、地区の営農集団に対しては、将来的に特定農業法人化へ向かって指導、助言等を行っていく。

- イ ほ場整備事業の行われていない旧秩父市の地区においても、良質品種の導入や生産基盤整備 を行うとともに、担い手が効率的な生産に励めるよう利用権設定等促進事業を実施し、農地の 集積化を図っていく。
- ウ 中山間地域の旧吉田町西部地区においては、不整形の傾斜農地が多く集団化している農地は 少ないため、優良農地を確保するため生産基盤整備を行い、担い手農業者が連担的な条件下で 効率的な生産が行えるよう利用権設定等促進事業を重点的に実施する。
- エ 旧荒川村西地区には、不整形の傾斜農地が多く集団化している農地は少ないため、優良農地 を確保するため生産基盤整備を行い、良質品種の導入や担い手農業者が連担的な条件下で効率 的な生産が行えるよう利用権設定等促進事業を重点的に実施する。
- オ 旧荒川村東地区は、農地が比較的平坦であるため、利用権設定等促進事業を積極的に実施するとともに農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することにより農業者の高齢化や担い手不足のために起こる耕作放棄地の解消に努める。
- カ 中山間地域の旧大滝地区においては、不整形の傾斜農地が多く集団化している農地は少ない ため、優良農地を確保するため生産基盤整備を行い、担い手農業者が連担的な条件下で効率的 な生産が行えるよう利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第 2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
 - (ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発 した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてについて耕作又は養畜の事業 を行うと認められること。
 - (イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ)利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことがで

きると認められること。

- (エ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (オ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (加)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を 受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められるこ と。
- ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用 するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認め られること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を行う場合には、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施によって農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、次のすべてを満たすこと
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと 認められること。
 - (4) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - イ 第6の4の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ウ 法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業 に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払

いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の運用について」(平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。)別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って 許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可 基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5)要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を 行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する 利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請する ことができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地 改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画 に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定 等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計 画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率 化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受け

ようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、 始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用 権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利であ る場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権 の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定する者が法第4条第4項 に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は 賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の 移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払い(持分 の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の認定を受けた(1)の④に規定するものに対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用 地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的 に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその 法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利 の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められる にもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消をしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う県農林公社との連携の下に、 農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨 が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成 が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとす る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合、、農地利用集積円滑化団体、担い手育成総合支援協議会等は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業

農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利 用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自

然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。 ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は 規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様 式第6号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けるこ とができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見

込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託 に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託 を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利 用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る 農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業支援部、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人(埼玉県農林公社)等の指導、助言を求めてきたときは、秩父市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施 の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及 啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な 促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利 用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の 設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
 - 本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 - ア ほ場整備事業の実施やその他農業生産基盤整備関連の事業を促進し、効率的かつ安定的 に農業経営が発展を行っていくための条件整備を図る。
 - イ 農業構造改善事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい 農業経営の育成に努める
 - ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を 通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に大田地区・尾田蒔地区の営農推進協議 会が行っているような面的な広がりで田畑輪換を実施する集団的土地利用(ブロックロー テーション方式)を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを 通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開 に資するように努める。
 - エ 美しい村づくりの推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し環境整備に努める
 - オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤整備強化の 円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業支援部、農業協同組合、土地改良区、秩父市担い手育成総合支援協議会、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する

とともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

③ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、秩父市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業支援部、ちちぶ農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって、農業支援部や農業委員、ちちぶ農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために秩父市新規就農者交流会への参加を促すとともに、秩父市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所とも連携して、ちちぶ農業協同組合農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行う等して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業支援部による秩父地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、ちちぶ農業協同組合が運営する直売所への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業支援部、ちちぶ農業協同組合、秩父市認定農業者や地域指導農家等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは、担い手が 受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
 - ① 本市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる地域は 本市全域とする。

ただし、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く

- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事業のうち事業実施に必要な事項を定める ものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事業
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け 又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全の ための管理に関する事項を含む)
 - イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事業
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施方法に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規程する区域を事業実施地域と

して農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第 12 条の 10 に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。

- ② 本市は、申請された農地利用集積化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業 実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る 上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められる ものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者から その所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったとき に、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ)(ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積 円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係 団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが 適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用 施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イから二までに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について① の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載により公告する。
- (5) ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社 団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっ ては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の公報等への記載により公告する。

- (4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。
 - ① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
 - ② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
 - ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
 - ④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
 - ⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化 事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載によ り公告する。
 - ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

- (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
 - ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、 農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはでき ないものとする。
 - ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営 基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通 知)第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等 の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
 - ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並び に農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農 用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉 する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異な る場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
 - ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
 - ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、 農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。 この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても 差し支えない。
- (7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
 - ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
 - ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の貸借については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している貸借等の情報を十分考慮して定

めるものとする。

- (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
 - ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を 目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選 択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
 - ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
 - ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農林振興センター農業支援部、県農業大学校、 県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に 習得することができるよう努めるものとする。
- (9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター農業支援部等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想について定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地 (以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の 設定等を行うものとする。

- (1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - ○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発 後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項
 - ○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件
 - ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号) 第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ 対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第4の1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間) ② 借賃の算定基準 ③ 借賃の支払方法 ④ 有益費の償還 1 存続期間は3年・6年・10年(農 農地については、農地法第23 1 借賃は、毎年農地利用集積計画 農用地利用集積計画において 業者年金制度関連の場合は10 条第1項の規定により農業委員会 に定める日までに当該年に係る借 は、利用権設定等促進事業の実施 年、開発して農用地とすることが **賃の全額を一時に支払うものとす** が定めている小作料の業準額を十 により利用権の設定(又は移転) 適当な土地について利用権の設定 分考慮し、当該農地の生産条件等 を受ける者は、当該利用権に係る 等を行う場合は、開発してその効 2 1の支払いは、賃貸人の指定す を勘案して算定する。 農用地を返還するに際し民法の規 用が発揮する上で適切と認められ 2 採草放牧地については、その採 る農業協同組合等の金融機関の口 定により当該農用地の改良のため 草放牧地の近隣の採草放牧地の借 る期間その他利用目的に応じて適 座に振り込むことにより、その他 に費やした金額その他の有益費に 切と認められる一定の期間)とす 賃の額に批準して算定し、近傍の の場合は、賃貸人の住所に持参し ついて償還を請求する場合その他 ろ。ただし、利用権を設定する農 借賃がないときは、その採草放牧 て支払うものとする。 法令による権利の行使である場合 用地において栽培を予定する作目 地の近傍の農地について算定され 3 借賃を金銭以外のもので定めた を除き、当該利用権の設定者に対 る借賃の額を基礎とし、当該採草 の通常の栽培期間から見て3年・ 場合には、原則として毎年一定の し名目のいかんを問わず、返還の 代償を請求してはならない旨を定 6年・10年とすることが相当で 放牧地の生産力、固定資産評価額 期日までに当該年に係る借賃の支 ないと認められる場合には、3 等を勘案して算定する。 払等を履行するものとする。 める者とする。 3 開発して農用地とすることが適 2 農用地利用集積計画において 年・6年・10年と異なる存続期 間とすることができる。 当な土地については、開発後の土 は、利用権設定等促進事業の実施 地の借賃の水準、開発費用の負担 なお、特定法人貸付事業による により利用権の設定(又は移転) 場合には、第6の3の(1)によ 区分の割合、通常の生産力を発揮 を受ける者が当該利用権に係る農 るものとする。 できるまでの期間等を総合的に勘 用地を返還する場合において、当 案して算定する。 2 存続期間は、移転される利用権 該農用地の改良のために費やした の残存期間とする。 4 借賃を金銭以外のもので定めよ 金額又はその時おける当該農用地 うとする場合には、その借賃は、 3 農用地利用集積計画において の改良による増価額について、当 は、利用権設定等促進事業の実施 それを金額に換算した額が、上記 該利用権の当事者間で協議が整わ により設定(又は移転)される利 1から3までの規定によって算定 ないときは、当事者の双方の申出 用権の当事者が当該利用権の存続 される額に相当するように定める に基づき秩父市が認定した額をそ 期間(又は残存期間)の中途にお の費やした金額又は増価額とする ものとする。 いて解約する権利を有しない旨を この場合において、その金銭以外 旨を定めるものとする。 定めるものとする。 のもので定められる借賃の支払等 の定めは、農業委員会が定める農地 法第21条第1項ただし書の承認 基準に適合するものでなければな らないものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧 林地の近傍の混牧林地の借賃の 額、放牧利用の形態、当事者合う の受益又は算定する。 2 農業用施設用地のついては、その農業用施設用地ののでは、その農業用施設用地のがでの農業用施設用地の設備の進し、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の近傍の観点での農業用施設用地の近傍の額によが類似する土地の借賃の額に定資産税評価額等を勘案しては、よが類似する土地の間によりでは、よりでは、計算を表して農業のののののののののののののののののののののののののののののののでは、そのには、そのには、そのには、といいでは、「ののののののののでは、そのには、そのには、といいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、はいいでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	Iの③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 作目ごとに、農業の経営の受託にかかる販売額(共済金を含む。)から農業の経営にかかる経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費事務管理費等のほか、農作業の実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてのIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的 毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常 の取引 (農地転用のために農地を売 却した者が、その農地に代わるべき 農地の所有権を取得するため高額の 対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価 の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の 移転の期限に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行 われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律 関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農 業者年金基金の定めるところによるものとする。

協定例

秩父市(以下「甲」という。)、○○〔農地等の貸付主体の名称〕(以下「乙」という。)及び △△〔特定法人の名称〕(以下「丙」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項の規定する特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適性かつ円滑な実施を確保するため、次の通り協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施地区)

- 第1条 丙は、甲が策定した農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定する基本構想において定めた特定法人貸付事業の実施区域内の農地等について、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借又は使用貸借による権利が設定されている農地等(以下「貸付農地等」という。)において、○○、△△及び××〔農作物の具体的名〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。
- 2 丙は、本協定の定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契 約の定めるとことにより、貸付農地等のすべてについて前項に規定する内容の事業に供するもの とする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、特定法人貸付 事業の実施により乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることと なる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

0. 0. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		
耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積	
記載例		
畑作・飼料作・麦作・稲作	大字○○内の概ね○○ha の農地等	
果樹	大字○○内の概ね○○ha の農地等	
採草・放牧	大字〇〇内の概ね〇〇ha の農地等	

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるとことにより、特定法人貸付事業の実施により乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等(以下「貸付農地等」という。)の全てについて前項の規定する内容の事業に供するものとする。

(地域の農業における法人の役割分担)

- 第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特 段の事情がない限り、その活動に参加するものとする。
- 2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。
- 3 丙は、前2項の役割を担うため、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうちの少なくとも1名をその任に当たらせるものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

- 第3条 丙は、甲及び乙に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等の面積、貸付事業において行っている耕作又は養畜の事業の実施状況及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。
- 2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触

するおそれが生じることとなった場合は速やかに乙にその旨連絡するものとする。

3 丙から2の連絡を受けた乙は、甲の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、甲と協議の上、 その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

- 第4条 乙は甲の協力を得て、丙が貸付農地等において行う耕作又は養畜の事業の実施状況を確認 するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞取り等による調査を行うものとす る。
- 2 乙は前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条(第3項を除く。)の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。 (協定に違反した場合の措置)
- 第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる乙の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業のように供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃借権又は使用貸借を解除するものとする。
- 2 乙は、前項により賃借権又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。
- 3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかに した書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 丙は、前条で定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方 裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその 1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 名称 代表者 所在地

乙 名称代表者所在地

丙 名称 代表者